

も く じ

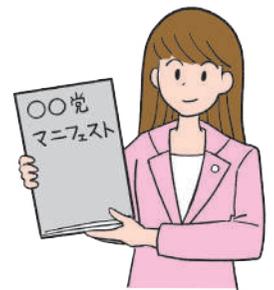
はじめに 4

これって選挙違反になる？ならない？
びっくり選挙違反クイズ 6



第 1 章

選挙権ってなに？



- Q01 選挙公約（マニフェスト）ってなに？ 12
- Q02 選挙公約はどうやって知ることができるの？ 14
- Q03 選挙運動はだれでもできるの？ 16
- Q04 どうやって選挙の日時や自分の行く投票所がわかるの？ 20
- Q05 投票日に行けない場合はどうするの？ 22
- Q06 投票所に行ったらどうすればいいの？ 24
- Q07 投票所にいる人たちはだれ？ 26
- Q08 投票したい人がいなかったらどうするの？ 28
- Q09 選挙の結果はどうやって知ることができるの？ 30

コラム ①

有名人の立候補者は当選しやすい？ 32

※この本では、文章中の重要な語句やポイントとなる表現を太字で示しています。内容の理解を助ける目印としてご活用ください。
※選挙に関する規制や数字は、特に断りのない限り2025(令和7)年9月現在の法律にもとづいています。

第 2 章

被選挙権ってなに？



- Q10 どうやって立候補すればいいの？ 34
- Q11 自分の考えや主張を広める方法は？ 36
- 選挙のPRをプロに依頼してもいいの？ 39
- Q12 選挙はどんなスケジュールで進むの？ 40
- Q13 選挙事務所の中ってどうなってるの？ 42
- Q14 立候補したらどんなことにいくらぐらいお金がかかるの？ 44
- Q15 お金がなかったら立候補できないの？ 48
- Q16 立候補者が選挙でやってはいけないことってあるの？ 50
- Q17 落選したらどうなるの？ 52
- Q18 議員になったらどんな仕事をするの？ 54
- Q19 議員になったらたくさんお金がもらえるの？ 58
- Q20 選挙中に出した公約(マニフェスト)が守れなかったら、罰せられるの？ 60

コラム ②

若い党首が率いる新興政党の選挙の戦い方 62

これって選挙違反になる? × ならない? ○

びっくり選挙違反クイズ

選挙は「公職選挙法」という法律によって、禁止されていることがあります。中には「これが違反になるの!？」とびっくりするようなことも。違反になるのか、ならないのか、それともどちらでもないのか、クイズに挑戦してみましょう。

立候補者になったつもりで考えましょう!



選挙ポスター 編

Q1 ほかの立候補者のポスターをはがした

指定された場所にほかの立候補者のポスターが貼ってあったので、その場ではがして自分のポスターを貼った。

Q2 無関係なポスターで掲示板を占拠した

ポスターの掲示スペースを買い取り、選挙に関係のないポスターを大量に貼って、選挙掲示板をジャックした。



Q5 選挙ポスターの顔写真を加工した

選挙ポスター用の写真でしわやしみが気になったので、肌をきれいに加工したポスターを作り、掲示した。



テレビ・ネット 編



Q6 政見放送で自分の営業用のSNSを宣伝をした

政見放送で「SNSを見てください」と、QRコードなどを使って選挙とは無関係な自分の営業用のSNSを宣伝した。

Q3 ポスターと同じTシャツやうちわを作った

ポスターと同じ立候補者の名前と顔写真がプリントされたTシャツやうちわを作り、スタッフに使ってもらった。

Q4 掲示板に自分以外のポスターを貼った

自分の掲示スペースに、自分の写真や名前ではなく、他人の写真と名前を大きく載せたポスターを貼った。

Q7 夜中にライブ配信をした

夜11時以降にインターネットでライブ配信を行い、有権者に政策を訴えたり交流をしたりした。



Q8 嫌な人を落選させようとした

当選してほしくない立候補者に対して「この人に投票しないで!」とSNSなどで呼びかけた。



投票所にいる人たちはだれ？



選挙管理委員会や市区町村の職員などです



解説 ①

選挙の公正を守る選挙管理委員会

投票所で仕事をする人は、選挙管理委員会によって選ばれます。多くは自治体の職員や、臨時で採用されたアルバイトの人たちです。選挙管理委員会は、選挙が公平に行われるように、いろいろな仕事をする公的な機関です。たとえば、ポスター掲示板の設置や投票所入場券の発送などのほか、右のような仕事もあります。

委員になる人は、特定の職業に限らず、地域で信頼されている人が選ばれます。たとえば元教員や町内会の代表、会社経営者、弁護士や税理士などです。特定の政党にかたよらないように選ばれるのが原則です。選挙管理委員会には、

国、都道府県、市区町村の3種類があり、それぞれ担当する選挙が違います。ただし、同じ日に複数の選挙が行われることも多いため、その場合は、協力して仕事を進めていきます。

選挙管理委員会の主な仕事

- 選挙の準備と運営
- 選挙人名簿の管理
- 不在者投票の受付
- 選挙の大切さを広める活動
- 検察審査員・裁判員の候補予定者名簿の作成

【投票所で働く人たち】

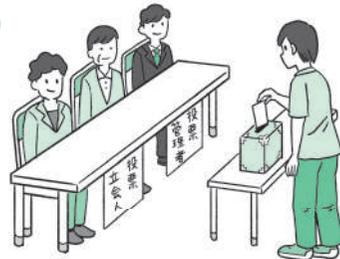
投票管理者

選挙人の確認、投票用紙の交付など事務全般を管理する。また、投票箱の運搬も行う。



投票立会人

投票が公正に行われるよう、投票の手続きや投票箱の運搬などに立ち会う。



投票事務従事者

受付係

投票者の案内、高齢者や車いすを使用している人の手助けなどをする。



相談係

投票所入場券をもって来なかった人の住所、氏名、生年月日の確認の手伝いや、代理投票の補助などを行う。

名簿対照係

投票所入場券と選挙人名簿を照らし合わせて、本人かどうか確認する。

投票用紙交付係

選挙人名簿の確認が終わった人に、投票用紙を1枚ずつ交付する。



【投票所で働く人たちのタイムスケジュール】

選挙当日の投票所で働いているのは、主に市区町村の職員です。その1日のタイムスケジュールをわかりやすくまとめてみました。



6:30ごろ

投票所に集合・準備開始

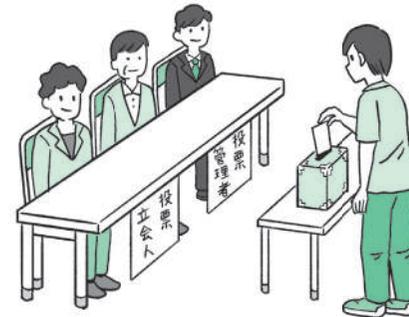
投票台や受付机、案内表示、投票箱や投票用紙の準備など投票所内の設営を行う。



7:00

投票開始

投票立会人のもと、最初に来た有権者に、投票箱の中がカラであることを確認してもらい、その後、投票箱に鍵をかけ、投票がスタート。受付、名簿の確認、投票用紙の交付、案内など、各自の仕事をごこなす。



午前～午後

投票対応と案内

ひっきりなしに来る有権者の対応。高齢者や障がいのある人へのサポート、本人確認、投票方法の説明などを行う。



昼食や夕食・休憩は交代で

投票所の運営が止まらないように、職員は交代で食事をとる(休憩時間は20～30分程度)。



20:00

投票締め切り

最後の投票者が帰ったら投票所の入り口を閉めて、投票箱の封をして、記録などを整理。運搬係の担当職員が、投票箱を開票所へ運ぶ。ほかの職員は開票所へ移動。



深夜

開票所へ移動・開票作業

開票所に集まった職員や専門の開票立会人により、開票作業がスタート。手作業で投票用紙を分類し、集計機で読み取って確認する。(→ 30 ページ)



写真：毎日新聞社 / アフロ

終了・解散

すべての結果が確認されてから解散。開票作業が長引くと、深夜0時～1時、場合によってはそれ以降になることも。

選挙管理委員会が管理する選挙人名簿とは

有権者が投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿とは、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿で、住民基本台帳をもとに作成され、3カ月ごとと選挙時に更新されます。

立候補したらどんなことにいくらぐらいお金がかかるの？

供託金をはじめ、いろいろな費用がかかりますが、上限は決まっています



解説① まずは立候補のときに供託金を支払う

選挙にかかる費用は、選挙の種類や地域、選挙区の規模によって大きく変わります。たとえば、市議会議員選挙なら総額で300万円以上。参議院選挙では5,000万円以上かかるともいわれています（→47ページ）。

立候補すると、まず必要になるのが「供託金」です。これは法務局に一時的に預けるお金で、選挙ごとに額が法律で決まっています（下表参

照）。選挙で一定の得票数を得られれば返却されますが、得票数が足りないと没収されます。供託金の制度には、無責任に立候補しようとする人を減らして、真剣に当選をめざす人に公平な機会を与える役割や、選挙を「名前と顔を知ってもらうだけの売名行為」に使わせないという大切な役割があります。

【供託金の金額】

選挙の種類	供託金	供託金が没収される得票数、またはその没収額
衆議院小選挙区	300万円	有効投票総数×1/10未満
衆議院比例代表	立候補者1名につき600万円※1	没収額＝供託額－（300万円×重複立候補者のうち小選挙区の当選者数＋600万円×比例代表の当選者数×2）
参議院比例代表	立候補者1名につき600万円	没収額＝供託額－600万円×比例代表の当選者数×2
参議院選挙区	300万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/8未満
都道府県知事	300万円	有効投票総数×1/10未満
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市の長	240万円	有効投票総数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の長※2	100万円	有効投票総数×1/10未満
その他の市区の議会※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村長	50万円	有効投票総数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

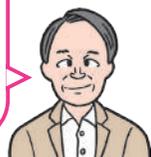
出典：総務省ホームページ「なるほど！選挙」

※1 立候補者が重複立候補者である場合は、比例代表の供託金は300万円となります

※2 ここでいう「市区」の「区」は東京23区を指します

東京都議会選挙を例に挙げると、1人当たり60万円の供託金が必要で、これまでに2017（平成29）年は33人、2021（令和3）年には42人の供託金が没収されています。

没収された供託金は、
国政選挙なら国庫、
地方選挙なら地方自治体に
おさめられます。



解説② ボランティアにも交通費や弁当代はかかる

供託金以外にもお金がかかります。「選挙の七つ道具」（→36ページ）は無料でもらえますが、これらに立候補者の名前を印刷したり、掲示用に仕上げたりする費用は自己負担です。選挙運動を手伝うスタッフは基本的にボランティアですが、弁当代や交通費は立候補者が負

担します。地域が広い選挙区では、ガソリン代や移動費も必要です。

中でも一番の出費は、ポスターやビラ、はがきなど「顔と名前を知ってもらうため」の広告費用です。印刷代や送料、ポスターを貼るスタッフの person 費もふくまれます。

【選挙運動にかかるお金】

選挙カー作成費

演説や連呼に使うスピーカー、マイク、電源（バッテリー）のほか、車の上に設置するお立ち台など

ガソリン代

スタッフが使用する自動車のガソリン代（選挙カーは公費なのでかからない）

遊説代

名前が書かれたたすきや道路で演説するときのお立ち台、スタッフが着るジャンパーなど



通信費

事務所や携帯電話のネット回線使用料、通話料

ネット媒体の作成費

ホームページやSNSの制作、維持費、動画の撮影、編集費

人件費

ボランティア以外の人たちの日当（上限は1人1日あたり2万円まで）



食費

立候補者、スタッフたちの弁当・おやつ代（弁当は1食1500円、1人1日3食まで、おやつは1人1日1000円まで）



美声きよ子

事務所費用

選挙期間中の家賃、デスクや応接セット、パソコン、プリンターなどの購入、レンタル代

事務所看板の作成費

選挙の七つ道具のひとつ「選挙事務所の標札」を掲示する看板



選挙ポスターの印刷費

決められた金額までは公費（無料）、それ以上は立候補者の負担となる

ポスターを貼るための文具代

選挙管理委員会が設置した掲示板上に貼るための、両面テープやのりの代金

チラシ、冊子の作成、印刷費

街頭演説や演説会などで配られるチラシ等の作成、印刷費用。一部は公費で支払われる